

オープンデータ推進に係る指針

この指針は、国が策定した「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画^{*1}」を踏まえ、市が保有するデータをオープンデータ^{*2}として公開し、公共データの二次利用^{*3}を促進することにより、市民生活の利便性の向上、市民協働の推進、経済の活性化等を図り、もって行政の高度化及び効率化に資することを目的とする。

第1章 オープンデータ推進の基本的な考え方

1 オープンデータ推進の意義

(1) 行政の透明性及び信頼性の向上

市が保有する情報をオープンデータとして公開することにより、市の施策の妥当性等について理解し、又は評価することが可能になり、市政の透明性及び信頼性の向上が図られる。

(2) 市民生活の利便性の向上

オープンデータ活用の進展により、多様なサービスが創出されることで、市民が享受できるサービスの質の向上、選択の幅が広がり、市民生活の利便性の向上が図られる。

(3) 市民協働の促進

公共データが市民に活用されることで、市政への参画意識の高まり、市の課題を協働解決するための礎が創られる。

(4) 新産業の創出、経済の活性化

オープンデータが産業活動に関する様々な分野で活用されることで、新産業の創出や企業活動の効率化、市内経済の活性化を促す。

(5) 行政における業務の高度化、効率化

データ活用により得られた情報を根拠として政策や施策の立案が行われることで、効果的かつ効率的な行政の推進に繋がる。

2 推進のための基本原則

(1) 市が保有する情報については、法令等に制約がある場合を除き、オープンデータとして公開する。

(2) 費用対効果について十分考慮し、取組可能なデータから速やかにオープンデータとして公開する。

(3) できる限り機械判読が可能で、二次利用が容易な形式で公開する。

(4) 営利目的又は非営利目的であるかを問わず活用を促進する。

第2章 具体的取組の方向性

1 公開対象

(1) 国が示す公開することが推奨されるデータ（推奨データセット^{*4}）については、ニーズが高いことを考慮し、原則としてオープンデータとして公開するものとする。

- (2) 市公式ホームページで公開しているデータ（オープンデータを除く。）については、ニーズを考慮した上で、可能なものから順次オープンデータとして公開するものとする。
- (3) 市公式ホームページで公開していないデータについても、先進自治体の公開済データ等を参考に、その必要性を検討した上で、公開するデータを拡大する。

2 公開内容

- (1) オープンデータは、迅速に公開するとともに、公開したデータ内容に変更等があった場合は、適時、新しいデータを追加等するものとする。
- (2) 公開に当たっては、利用者の視点に立ちながら、明瞭性、利便性等に十分に配慮する。
- (3) 人が見ること又は読むことに適したデータ構造及び形式ではなく、より二次利用しやすいデータ構造及び形式で公開するものとする。

3 公開方法

- (1) オープンデータは、市公式ホームページに掲載することにより公開するものとする。
- (2) 利用者の利便性を高めるため、府省が運営する Web サイトや民間団体が運営する Web サイトにも積極的にデータを掲載するものとする。

第3章 オープンデータ化のルール

1 著作権意思表示

- (1) 著作権表示の方法
「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス^{*5} 表示 4.0 国際 (CC BY)」を使用する。
- (2) 表示ライセンス
表示するライセンスは、原則として「CC-BY^{*6}」（原作者のクレジットを表示すれば、営利目的又は非営利目的であるかを問わず自由に二次利用可能）とする。
- (3) 著作物とならない情報の取扱い
著作物とならない情報（単なる事実や数値データ）については、著作権の保護対象外であり、二次利用の制限はないことを明示する。

2 データ構造

コンピュータで機械的に読み取り、処理して再利用することを考慮したデータ構造とする。

また、データの二次利用を円滑にするため、氏名や住所等の普遍的用語の記述については、国で整備を進めている共通語彙基盤^{*7}等に可能な限り準拠することとする。

3 データ形式

特定のアプリケーションに依存しないデータ形式（CSV^{*8}形式）、また、より二次利用に適したデータ形式（XML^{*9}形式、RDF^{*10}形式）で公開する。

4 第三者の著作物が含まれる情報の取扱い

オープンデータの対象となるデータに第三者の著作物が含まれている場合は、オープンデータとして公開することの可否並びに範囲及び利用条件などの取扱いについては、当該第三者と協議の上で決定する。オープンデータ推進の意義に鑑み、これらの著作物についても可能な限りオープンデータとして公開できるように努める。

5 二次利用のための免責事項の表示

政府標準利用規約^{*11}（第2.0版）に準じ「公表者は、利用者が該当コンテンツを用いて行う一切の行為について何ら責任を負うものではない」ことを利用規約に盛り込み、オープンデータを二次利用した者が作成した情報により、第三者が被害を被った場合に、市はその責を負わない旨を明示する。

第4章 利活用推進のための取組

1 補足データの提供

オープンデータの公開に当たっては、当該データの情報の時点や更新日等の補足情報を可能な限り提供する。

2 利用ニーズに応じた対応

(1) 意見等を受け付ける仕組みの整備

オープンデータに関する利用ニーズ等を積極的に把握するため、市公式ホームページに問合せを受け付ける仕組みを整備する。

(2) 要望等への対応

利用者等から、オープンデータの使い勝手やオープンデータとしての公開を求める要望等が寄せられた場合、速やかに対応の可否を検討し、可能な限り要望を踏まえた取組を進める。

3 市民協働による利活用の推進

市民がオープンデータを活用する取組については、その趣旨及び内容を検討した上で、協働により積極的に推進する。

4 先進事例の情報収集

オープンデータの利活用に役立つ優れた活用事例を積極的に収集し、取組可能なものは積極的に展開する。

《注釈》

※1 世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画

世界最高水準のIT利活用社会の実現に向けて定められた国家ビジョン。官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）の施行により、官民データ活用の推進に関する基本的な計画として位置付けられた。

※2 オープンデータ

機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータ。

※3 二次利用

情報や資料等を引用・転載・加工等を行うなどして利用すること。

※4 推奨データセット

地方公共団体によるオープンデータの公開とその利活用を促進するため、オープンデータに取り組み始める地方公共団体の参考となるよう公開することが推奨されるデータセット及びフォーマット標準例を取りまとめたもの。

※5 クリエイティブ・コモンズ・ライセンス

著作物の再利用についての条件等に関する意思表示を手軽に行えるようにするために、国際的に利用されている。利用に関して「商業利用を許可するか」、「改変を許可するか」などの条件を組み合わせて表示する。

[ライセンスの種類と概要]

表示イメージ	名称	利用条件		
		出典表示	商業利用	改変
	CC-BY	必須	許可	許可
	CC-BY-NC	必須	許可しない	許可
	CC-BY-ND	必須	許可	許可しない
	CC-BY-NC-ND	必須	許可しない	許可しない
	CC-BY-SA	必須	許可	許可するが、改変されてきた二次的著作物は、この利用ルールと同一の利用ルールを採用すること。
	CC-BY-NC-SA	必須	許可しない	許可するが、改変されてきた二次的著作物は、この利用ルールと同一の利用ルールを採用すること。

※6 CC-BY

クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの表記の一つ。原作者のクレジット（氏名、作品タ

イトル URL) を表示すれば、利用者が営利目的を含めて自由にデータを改変、複製、再配布することができる。

※7 共通語彙基盤

経済産業省と独立行政法人情報処理推進機構 (IPA) が構築を進めている、関係者間で情報の連携を行うための共通の辞書を作る取組。

※8 CSV

Comma Separated Values の略。カンマでデータ内の項目を区切るテキスト形式のファイルで、汎用性が高い。

※9 XML

Extensible Markup Language の略。多様な情報を、情報の意味と内容に分けてテキストで記述する言語で、汎用性が高く、構造化された文書やデータの共有が容易に行える。

※10 RDF

Resource Description Framework の略。データの作成者やタイトル、更新日などのデータ自体に関する情報を記述する言語。効率的にデータの管理や検索などが行える。

※11 政府標準利用規約

国の府省の Web サイトの利用ルールのひな形として策定されたもので、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス 表示 4.0 国際と互換性がある。